

令和4年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

## 令和4年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	3
第 3 号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案	6
第 4 号	専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	7
第 5 号	専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	8
第 6 号	令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について	13
第 7 号	令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について	14



令和4年度補正予算  
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)



第1号

## 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	24,007,016千円	6,700千円	24,013,716千円
第1項 営業収益	21,882,325千円	△ 223,300千円	21,659,025千円
第2項 営業外収益	2,124,620千円	230,000千円	2,354,620千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	22,914,164千円	6,700千円	22,920,864千円
第1項 営業費用	21,583,235千円	6,700千円	21,589,935千円



# 予 算 外 議 案

(第2号~第7号)





## 香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表9（第29条関係） 旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） (1) 基本料金				別表9（第29条関係） 旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） (1) 基本料金			
用途の別	メーターの口径	使用水量	金額	用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,380円</u>	家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,150円</u>
	20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,544円</u>		20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,120円</u>
	25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,804円</u>		25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,170円</u>
営業用、団体用、工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>3,072円</u>	営業用、団体用、工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>2,560円</u>
	20ミリメートル及び25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>5,292円</u>		20ミリメートル及び25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>4,410円</u>
	30ミリメートル及び40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>8,292円</u>		30ミリメートル及び40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>6,910円</u>
	50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>12,672円</u>		50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>10,560円</u>
	75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>28,392円</u>		75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>23,660円</u>
湯屋用		200立方メートルまで	<u>23,760円</u>	湯屋用		200立方メートルまで	<u>19,800円</u>
工事又は臨時用			<u>3,300円</u>	工事又は臨時用			<u>2,750円</u>
(2) 超過料金				(2) 超過料金			
用途の別	金額			用途の別	金額		

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>228円</u>
	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>312円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>372円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>300円</u>
	30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>348円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>396円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>324円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>240円</u>
船舶用		<u>468円</u>
工事又は臨時用		<u>468円</u>
私設消火栓	略	

## (3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>168円</u>
20ミリメートル	<u>300円</u>
25ミリメートル	<u>336円</u>
30ミリメートル	<u>528円</u>
40ミリメートル	<u>636円</u>
50ミリメートル	<u>2,640円</u>
75ミリメートル	<u>3,372円</u>

備考

1～3 略

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>190円</u>
	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>260円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>310円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>250円</u>
	30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>290円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>330円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>270円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>200円</u>
船舶用		<u>390円</u>
工事又は臨時用		<u>390円</u>
私設消火栓		企業長が別に定める。

## (3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>140円</u>
20ミリメートル	<u>250円</u>
25ミリメートル	<u>280円</u>
30ミリメートル	<u>440円</u>
40ミリメートル	<u>530円</u>
50ミリメートル	<u>2,200円</u>
75ミリメートル	<u>2,810円</u>

備考

1 料金は、この表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

4 「団体用」とは、官公署、学校、保育所、認定こども園又は会社の用に使用するものをいう。ただし、職員が3人以下の場合は、家事用とすることができる。

5～9 略

10 家事用、営業用、団体用、工業用及び湯屋用において、この表の基本料金の金額は、使用水量がない場合は当該基本料金の金額に100分の60を乗じて得た額と、使用水量が3立方メートルまでの場合（使用水量がない場合を除く。）は当該基本料金の金額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 「団体用」とは、官公署及び公私立学校幼稚園、保育所、幼稚園、会社に使用するものをいう。ただし、職員が3人以下の場合は、家庭用とすることができる。

5～9 略

10 家事用、営業用、団体用、工業用及び湯屋用において、この表の基本料金の金額は、使用水量がない場合は当該基本料金の金額の60パーセント相当額と、使用水量が3立方メートルまでの場合は当該基本料金の金額の70パーセント相当額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、改正後の別表9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 第3号

## 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当) 第22条 略 2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（香川県広域水道企業団の休日定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 3～5 略</p>	<p>(退職手当) 第22条 略 2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 3～5 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和4年3月14日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県広域水道企業団条例第2号）  
香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第5号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和4年8月26日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県広域水道企業団条例第3号）  
香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に<u>育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（<u>その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。</u>）</p>

後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 略

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日



に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第5条 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第5条 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第6条 略

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第7条 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当

(1)・(2) 略

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第6条 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第7条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について企業長に申し出た場合に限る。）。

(6)・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

該子が出生した場合にあっては、当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで)とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第8条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 略

- (1) 育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第6条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第6条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3)～(7) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第8条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第7条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第7条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3)～(7) 略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算は、別冊令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金3,634,074,224円のうち、1,983,539,073円を資本金に組み入れ、1,529,871,987円を減債積立金に、115,843,752円を建設改良積立金に、4,819,412円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

## 第7号

## 令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算は、別冊令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金246,664,584円のうち、138,147,493円を資本金に組み入れ、42,356,094円を減債積立金に、66,160,997円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

